

## プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 修正国際基準公開草案第 3 号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

## 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2016 年 12 月 6 日に修正国際基準公開草案第 3 号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメントの募集は 2017 年 2 月 6 日に締め切られた。本公開草案に対しては、3 通のコメントレターが寄せられた。
2. 本資料では、第 31 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 2 月 23 日開催）での意見を踏まえたコメント対応表の文案について審議を行う。

## ディスカッション・ポイント

コメント対応表の文案についてご意見をお伺いしたい。

**修正国際基準公開草案第3号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」に対するコメント**

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第3号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（2016年12月6日公表）

2. コメント募集期間

2016年12月6日～2017年2月6日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL3	有限責任監査法人トーマツ

## 5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、原則として全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<b>質問 今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする提案について</b>		
1) 本公開草案の提案に同意する。	<p>当協会は、我が国における IFRS のエンドースメント手続は、IFRS の任意適用の積上げ及び IFRS に対する積極的な意見発信を図るための方策の一つとして提言され、貴委員会にて対応が行われていると理解しているものの、初度エンドースメント手続における公開草案に対する意見（平成 26 年 10 月 31 日）でも述べたように、IFRS のエンドースメント手続を、指定国際基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう関係者との間で調整を図ること、エンドースメント手続の帰結は、究極的には、「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の削除又は修正は行われたいものとするのが望ましいと考える。</p> <p>当協会としては、引き続き「修正国際基準」による削除又は修正は可能な限り最小限のものとする、やむなく削除又は修正を実施する場合は、その根拠が貴委員会の従来からの国際的な意見発信及び既存の削除又は修正項目と整合的であるかを慎重に検討することを希望する。</p> <p>前文を前提として検討した結果、本公開草案の対象となる会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする貴委員会の提案に同意する。</p> <p>削除修正しないという結論には賛同する。</p> <p>IFRS は既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用して我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。</p> <p>このため、今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>2) IASB の基準開発時に意見発信を行った項目に対しては、エンドースメント手続で検討した過程を公表してはどうか。</p>	<p>結論の背景が具体的に記載されていないので、かかる結論に至った理由が明確には分からない。例えば、今回のエンドースメント手続の対象であるIAS第7号の修正（キャッシュ・フローについての開示の拡充）については、ASBJ他日本の市場関係者からIASBに対して反対意見が提出されたが、今回のエンドースメント手続では、具体的な理由の記載が公表されずに「削除又は修正」しないという結論に至っている。</p> <p>修正国際基準が、IASBに対する意見発信の手段の1つであることを踏まえれば、IASBの基準開発において反対意見を提出した項目については、たとえそれが修正国際基準で「削除又は修正」の対象とならなくても、ASBJがエンドースメント手続において検討した過程を、参考資料として公表してはどうか。その蓄積が、将来のIASBへの意見発信の基礎になるものとする。</p>	
<b>その他</b>		
<p>3) 今後のエンドースメント手続の進め方について</p>	<p>発効日が2018年1月1日である、収益認識（IFRS第15号）及び金融商品（IFRS第9号（2014年版））の2つの大型基準についてのエンドースメント手続は、最近開始された状況である。両基準にかかる今後のエンドースメント手続において、仮に発効日をIFRSと同じ2018年1月1日とする場合、両基準の適用準備期間は非常に短期になり、実務上の対応が非常に困難になることが想定される。逆に、十分な適用準備期間を確保するために、修正国際基準における両基準の発効日を延期した場合には、IFRSとの発効日の違いによる新たな差異を生み出すこととなる。</p> <p>そのため、IFRS第16号「リース」や保険の新基準を含む将来のエンドースメント手続においては、各IFRSの発効日と共にその適用準備に必要な期間の十分な確保も念頭において、エンドースメント手続の時期を検討する必要があるものとする。</p>	

以上